

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス 事業所における発達障がい児支援の現状

アンケートの結果と分析について

平成 28 年 10 月

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
発達障がい者支援室

アンケートの概要

➤ 目的

平成24年4月施行の改正児童福祉法により、発達障がい児についても身近な地域の指定事業所において支援を受けることが可能となったことから、同年9月、「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所」に、発達障がい児支援についての専門的知識や支援ノウハウの普及、発達障がい児の受け入れ状況、支援内容や課題についてアンケートを実施し、課題の把握等を行ってきた。

平成17年に発達障害者支援法が施行され10年以上が経過し、「発達障がい」という名称は広く知られてきており、発達障がい者を支援する事業所も増加、とりわけ児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は著しく増加している。このような状況を踏まえ、前回に引き続き、これら事業所の発達障がい児の受け入れ状況、支援内容や課題等の現状について調査し、把握分析することにより、今後の更なる発達障がい児支援の充実に向けて活用する。

➤ 対象

市内の「指定児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」

計 288事業所（平成28年4月1日現在指定 児童発達支援センター等は除く）

➤ 内容

発達障がい児の受入れ状況、支援の実施状況、アセスメント方法、研修の実施状況及びエルムおおさかの認知度並びに支援にあたっての不足要素・課題等。

➤ 実施時期

平成28年4月28日アンケート発送、平成28年6月15日回答受付終了。

➤ 実施方法

アンケート用紙を各事業所あて郵送、ファックスによりアンケートを回収した。

➤ 回答数

対象の288事業所のうち、192事業所から回答を得た。

区別事業所数

対象事業所の所在分布状況

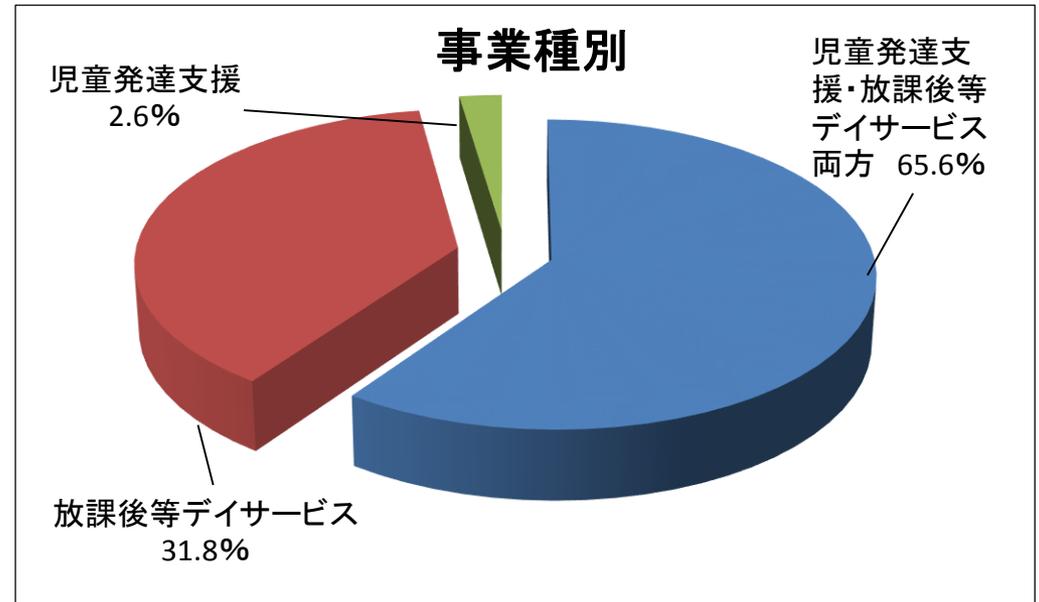
所在区	配布 事業所数	回答 事業所数	所在区	配布 事業所数	回答 事業所数	所在区	配布 事業所数	回答 事業所数
北	13	7	天王寺	10	8	城東	17	10
都島	15	11	浪速	10	7	鶴見	13	12
福島	6	4	西淀川	7	6	阿倍野	10	6
此花	5	3	淀川	10	7	住之江	15	10
中央	8	7	東淀川	19	9	住吉	15	12
西	12	7	東成	13	8	東住吉	16	12
港	4	2	生野	21	16	平野	25	17
大正	4	1	旭	9	4	西成	11	6
計							288	192

平成24年度には事業所のない区もあったが、現在では全ての区で事業が実施されている。
事業所数は、平成24年度(81事業所)と比較して、約3.6倍に増加しており、身近な地域での
選択の幅が広がっている。

事業種別・定員の状況

事業種別 (n=192)

児童発達支援・放課後等デイサービス両方	126事業所
放課後等デイサービスのみ	61事業所
児童発達支援のみ	5事業所



定員設定数

	未就学	就学	計
児童発達支援・放課後等デイサービス両方	970人	1,070人	2,040人
放課後等デイサービスのみ	0人	605人	605人
児童発達支援のみ	50人	0人	50人
計	1,020人	1,675人	2,695人

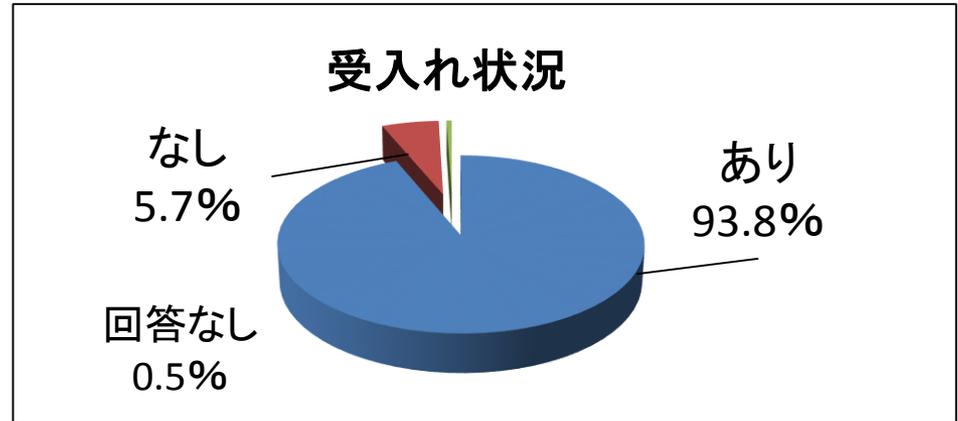
※未記入...18事業所

児童発達支援を実施する事業所は70%弱、放課後等デイサービスは97%となっている。
定員は、平成24年度(1,119人)から約2.3倍に増加している。

受入れ状況①

発達障がい児の受入れ状況(n=192)

あり	180事業所
なし	11事業所
回答なし(不明)	1事業所



受入れ事業所における発達障がい児(高機能発達障がい児)数

※()内は登録児童数に対する割合

	登録児童数	うち発達障がい児	うち高機能発達障がい児
未就学児	1,220人	982人 (80.5%)	221人 (18.1%) (5人に1人)
就学児	3,798人	2,670人 (70.3%)	633人 (16.3%) (6人に1人)

約94%の事業所が発達障がい児を受け入れていると回答している。

登録児童数に対する発達障がい児の割合は未就学児の80%、就学児の70%を占め、平成24年度よりそれぞれ10%程度増加している。

うち高機能発達障がい児の割合は未就学児の5人に1人、就学児の6人に1人となっており、平成24年度と比較して未就学児は横ばい、就学児は7人に1人から増加している。

受入れ状況②

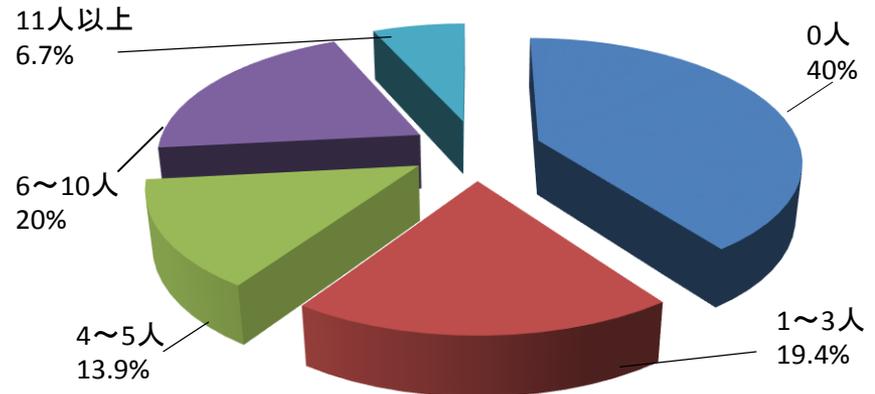
受入れできない理由（受け入れていない事業所 n=11）

職員数	1事業所	9.1%
職員の専門性	1事業所	9.1%
その他(利用希望がない等)	7事業所	63.6%
未回答	2事業所	18.2%

受け入れを行っている事業所数(n=180)
追加受け入れ可能な人数

0人(空白)	72事業所
1～3人	35事業所
4～5人	25事業所
6～10人	36事業所
11人以上	12事業所

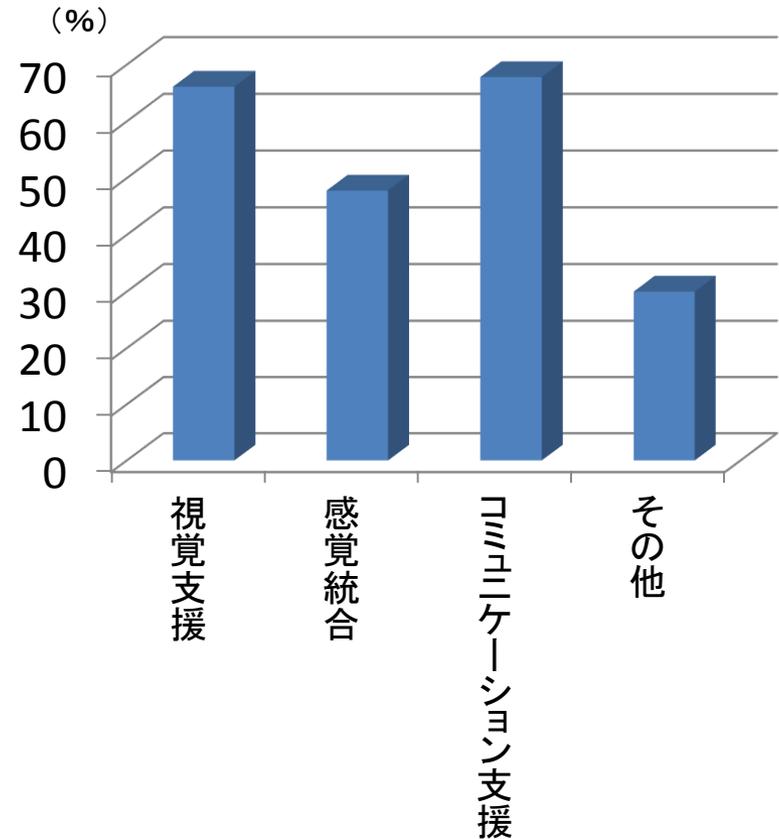
追加受け入れ可能人数



発達障がい児を受け入れていない理由の半数は利用希望がない(6事業所)ことをあげている。
受け入れを行っている事業所については、60%の事業所は追加受け入れが可能としており、受け入れ可能人数の合計は849人であった。

導入している支援手法

導入している支援手法 (n=180)		
		※複数回答
視覚支援	119事業所	66.1%
感覚統合	86事業所	47.8%
コミュニケーション支援 (マカトンサイン、SST等)	122事業所	67.8%
その他 (音楽療法、学習支援等)	54事業所	30.0%
不明・未回答	3事業所	1.7%



発達障がい児の支援に有効とされている視覚支援、コミュニケーション支援の手法を導入していると回答した事業所はそれぞれ66%、68%であった。平成24年度は視覚支援が61%、コミュニケーション支援が46%であったため、有効な支援手法の認知も進んでいる。

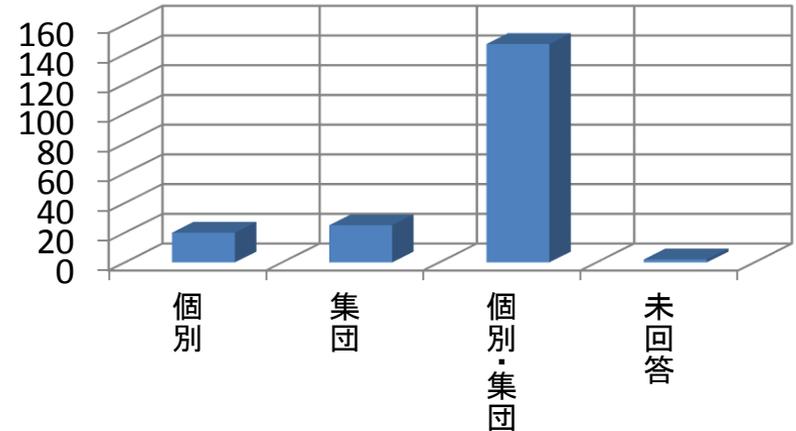
支援の形態・保護者研修実施内容

支援の形態 (n=180)

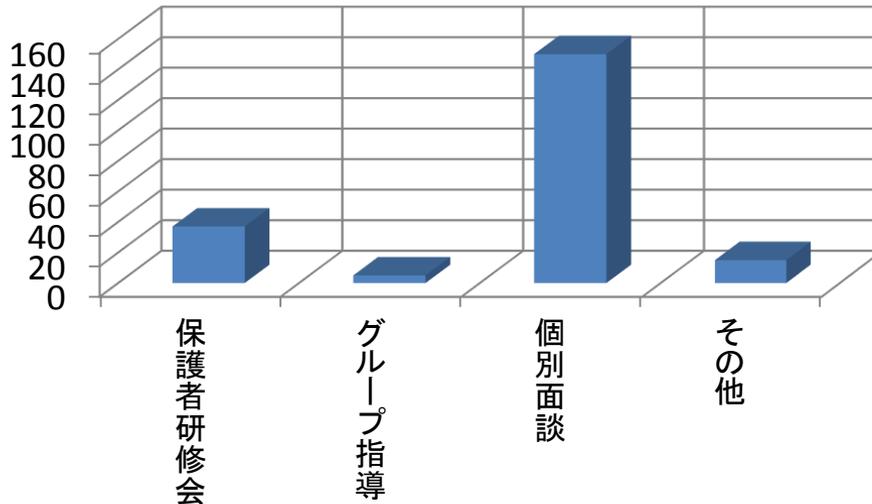
※複数回答

個別	20事業所
集団	25事業所
個別・集団の併用	147事業所
未回答	2事業所

支援の形態



保護者支援の実施内容



保護者支援の実施内容 (n=180)

※複数回答

保護者研修会	37事業所
グループ指導 (ペア・トレ等)	5事業所
個別面談	150事業所
その他 (保護者会、昼食会、カフェ等)	15事業所

82%の事業所が個別・集団支援の併用を実施している。
保護者支援において、研修会やグループ指導を行っている事業所は24%に止まっている。

支援にあたる職員

職種 ※複数回答(n=180)	事業所数	構成比
児童指導員	137事業所	76.1%
保育士	105事業所	58.3%
臨床心理士	19事業所	10.6%
言語聴覚士	8事業所	4.4%
理学・作業療法士	12事業所	6.7%
介護福祉士	27事業所	15.0%
その他 (社会福祉士、看護師、教員、音楽療法士 など)	41事業所	22.8%
不明・未回答	3事業所	1.7%

約4分の3の事業所が児童指導員を、約6割の事業所が保育士を配置している。
臨床心理士を配置している事業所は約1割、言語聴覚士、理学療法士・作業療法士を配置している事業所は5%前後となっている。

アセスメントの方法

支援計画作成時のアセスメントの方法 ※複数回答(n=180)	事業所数	構成比
保護者の情報	50事業所	27.8%
行動観察等	29事業所	16.1%
発達検査等(※)	30事業所	16.6%
その他(ケース会議による 等)	21事業所	11.7%
回答なし(未記入)	68事業所	37.8%

※発達検査等の主な内容

- ・WISC（児童発達検査）
 - ・Vineland（適応行動尺度）
 - ・新版K式（児童心身発達検査）
 - ・DN-CAS（PASS理論に基づく心理検査）
 - ・LCスケール（言語・コミュニケーション発達スケール）
 - ・JSI-R（行動観察記録）
 - ・TTAP（ASDの移行アセスメントプロフィール）
 - ・PVT-R（絵画語い発達検査）
- など

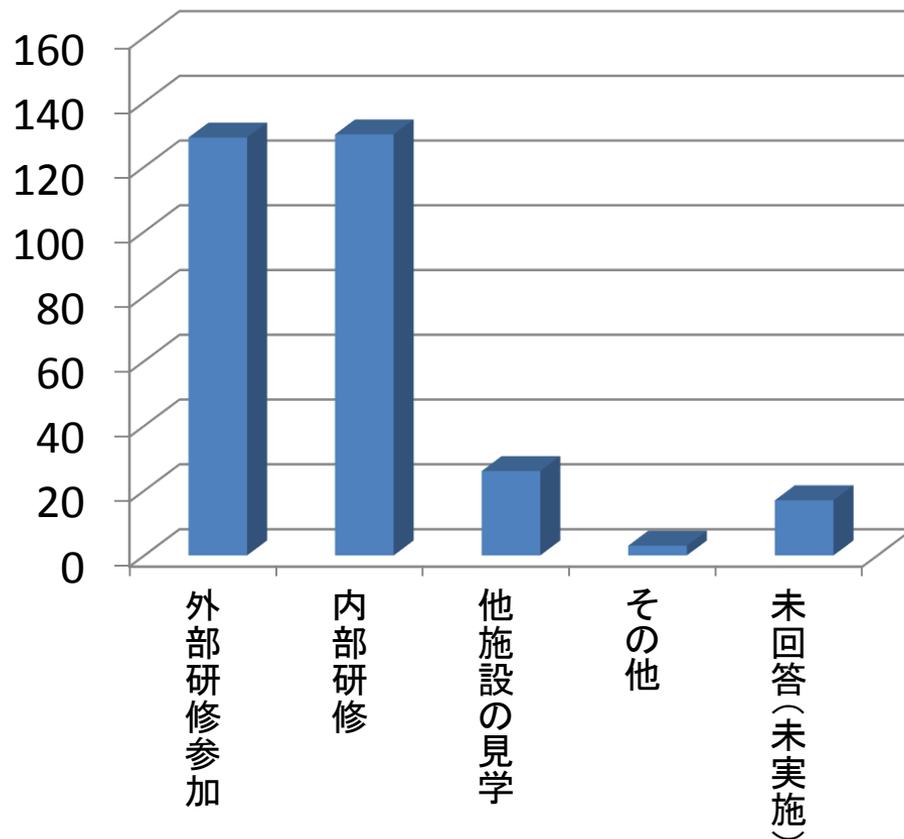
4割弱の事業所は回答がなかった。
発達検査等の客観的評価を実施している事業所は17%にとどまっている。

職員の知識・療育の質の維持のための実践方法

知識・質の維持のための実践方法

(n=180) ※複数回答

外部研修への参加	129事業所	71.7%
内部研修会の開催	130事業所	72.2%
他施設の見学	26事業所	14.4%
その他	3事業所	1.7%
未回答(未実施)	17事業所	9.4%

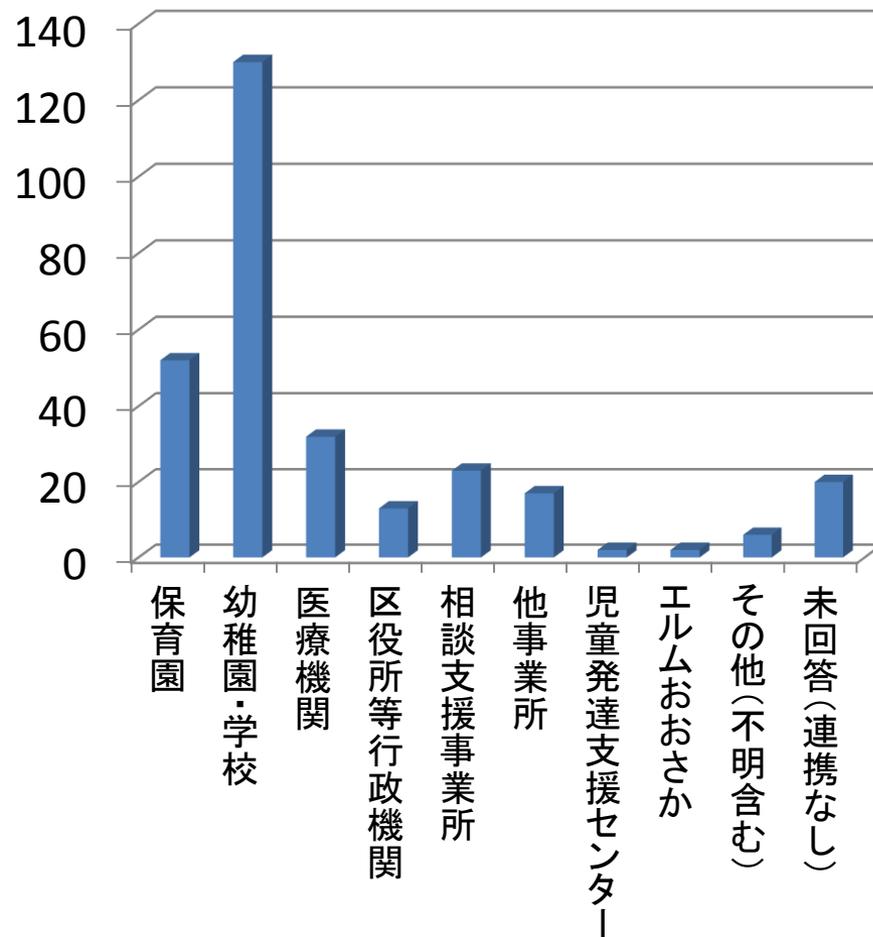


※その他…区の子育て支援部会への参画、区内同種事業者との意見交換会、書籍等購入による自主学習

事業所職員に対する知識向上・質の維持の取組みは、9割を超える事業所が実施している。

支援にあたっての連携先

支援にあたっての連携先		
(n=180) ※複数回答		
保育園	52事業所	28.9%
幼稚園・学校	130事業所	72.2%
医療機関	32事業所	17.8%
区役所等行政機関	13事業所	7.2%
相談支援事業所	23事業所	12.8%
他事業所	17事業所	9.4%
児童発達支援センター	2事業所	1.1%
エルムおおさか	2事業所	1.1%
その他(不明含む)	6事業所	3.3%
未回答(連携なし)	20事業所	11.1%



連携先は児童の所属機関と回答している事業所が最も多く、次いで医療機関、相談支援事業所、行政機関となっている。

一方、回答がなかった(連携先がない)事業所も1割程度あった。

「エルムおおさか」訪問支援の認知度 等

「エルムおおさか」訪問支援の認知度 (n=180)		
知っている	140事業所	77.8%
知らない	40事業所	22.2%

「エルムおおさか」の訪問支援の利用 (n=140)		
利用したことがある	44事業所	31.4%
利用したことがない	96事業所	68.6%

「エルムおおさか」の訪問支援の利用希望 (n=180)		
利用したい	122事業所	67.8%
利用しようと思わない	15事業所	8.3%
不明・未回答	43事業所	23.9%

※利用しようと思わない理由…時間がない、まだ必要と感じていない、利用者から一定の評価を受けている、詳細が分からない など

78%の事業所はエルムおおさかの訪問支援を知っていると回答している。また、その中の約3分の1の事業所が訪問支援を利用したことがあると回答している。
68%の事業所は訪問支援を利用したいと回答している。

支援にあたって不足している要素

支援にあたって不足している要素（自由記述）

不足要素	事業所数	構成比
知識・経験（職員のスキル）	42事業所	23.7%
社会・学校園・施設・家庭の理解	26事業所	14.7%
学校園、関係機関との連携	25事業所	14.1%
（専門的指導ができる）スタッフ	22事業所	12.4%
専門性等を学ぶ機会	19事業所	10.7%
保護者支援	9事業所	5.1%
スペース・療育用具	8事業所	4.5%
支援等に関する情報	7事業所	4.0%
専門的支援機関・医療機関	6事業所	3.4%
相談支援機関の不足	4事業所	2.3%
その他	9事業所	5.1%

最も多い回答は、知識・経験、専門的指導ができる人材など、職員に関することが全体の36%、次いで発達障がいの理解・所属機関との連携・保護者支援など本人周辺に関することが34%、専門性を学ぶ機会や支援に関する情報などといった社会資源の不足が20%の順となっている。

受入れにあたっての課題

受入れにあたっての課題等（自由記述）		
課題等	事業所数	構成比
知識・経験(職員のスキル)	14事業所	13.5%
(専門的指導ができる)スタッフ	11事業所	10.6%
障がいの種別・程度・特性に応じた対応	11事業所	10.6%
保護者支援・保護者対応	11事業所	10.6%
受入事業所・定員枠・開設時間	8事業所	7.7%
学校園、関係機関との連携	8事業所	7.7%
スペース・設備	6事業所	5.8%
不登校児童・他害児童への対応	6事業所	5.8%
本人・保護者の障がい受容	4事業所	3.8%
性・思春期の問題への対応	4事業所	3.8%
専門性等を学ぶ機会	2事業所	1.9%
運営費	1事業所	1.0%
相談支援機関の充実	1事業所	1.0%
その他	8事業所	7.7%

前項同様、知識・経験、専門的指導ができる人材など、職員に関するものが24%と最多で、次いで程度・特性に応じた対応や不登校・他害児童、思春期への対応など、当事者への支援方法となっている。

まとめと分析①

機関支援の必要性

平成24年度調査時と比較して、事業所数は約3.6倍に増加しており、その9割以上が発達障がい児を受け入れている。また、発達障がい児を受け入れている事業所の6割は、さらに受け入れ可能とのことから、より身近な地域の事業所で支援を受けることが可能となり、選択の幅も広がっている。また、実施している支援手法についても、発達障がい児の支援に有効とされる視覚支援やコミュニケーション支援を導入している事業所が増加しており、有効な支援手法の認知も進んでいる。

一方で、発達障がい児の支援にあたり不足している要素に、職員の知識・経験、指導ができる職員との回答が多く、発達障がい児の受入れにあたっての課題についても、職員の知識・経験や特性に応じた対応が多く挙げられている。

これらのことから、職員の専門的知識や対応方法等を指導・支援し、事業者の支援の質の向上を図る必要があり、今後も引き続き、機関支援を継続・充実していく必要がある。

専門的支援の必要性

個別支援計画を作成する際のアセスメント方法について、4割弱の事業所から回答がなく、発達検査など客観的評価を行っている事業所は17%に止まっていること、支援にあたって職員の知識・経験、専門性が不足しており、個々の特性に応じた対応に課題があるとする事業所が依然として多いことから、現実的には発達障がい児の身辺自立など日常生活の力を伸ばすための専門的・個別的支援を十分に行うことは難しいと考えられる。こうした専門的・個別的支援の仕組みとして実施している「発達障がい児専門療育」については、今後も引き続き取り組む必要がある。

まとめと分析②

研修の必要性

事業所職員のスキルアップのための研修についても、参加しやすい時期や時間帯、求められているテーマ等を検討し、支援の質の向上に資するよう、さらに充実していく必要があると考える。

また、事業所の保護者支援の状況として、研修会やグループ指導等を実施している事業所は24%と全体の4分の1であり、家庭や社会の理解が不足していると感じている事業者も多いことから、保護者への発達障がいや特性に対する理解を深めるための研修や、支援者はもちろん、発達障がいについて知りたい人が誰でも参加できる基礎的な発達障がいの理解に関する研修を充実し、社会に発達障がいに対する正しい理解と支援について啓発していかなければならない。

情報提供の必要性

これまで述べてきた機関支援、専門的支援、研修などの情報をはじめとした、発達障がいの支援に関する様々な情報について、誰もが簡単に入手することができるよう、また、必要な時に必要な情報を入手することができるよう、本市のホームページをはじめとした、色々な媒体を活用し、情報提供に努めていく必要がある。